

件名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	独立行政法人福祉医療保険機構法（平成14年12月13日公布・施行。社会福祉・医療事業団法の廃止等は、平成15年10月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正の理由</p> <p>愛媛県心身障害者扶養共済制度は、社会福祉・医療事業団法に定められた保険約款に基づき、県と社会福祉・医療事業団との保険契約により運営されているが、独立行政法人福祉医療保険機構法が施行され、社会福祉・医療事業団が解散し、その業務を継承する独立行政法人福祉医療保険機構が設立されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉・医療事業団 独立行政法人福祉医療保険機構 ・ 社会福祉・医療事業団法 独立行政法人福祉医療保険機構法 	
施行日	平成15年10月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>心身障害者扶養共済制度</p> <p>目的：障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の障害者に終身一定額の年金を支給することにより障害者の生活の安定と福祉の増進に資する。</p> <p>加入者：県内に住所を有する障害者を扶養している保護者であって、かつ、65歳未満で特別の疾病又は障害を有しない者</p> <p>掛金：加入者の加入時の年齢により、7段階（3,500円～13,300円）となっており、2口まで加入できる。</p> <p>給付内容：・年金の支給 加入者が死亡し、又は重度障害と認められた場合は、残された障害者に1口当たり月額2万円（2口の場合、月額4万円）の年金支給</p> <p>・弔慰金等の支給 加入者より先に障害者が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金（2万円～10万円）を支給。5年以上加入した後この制度から脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金（3万円～10万円）を支給</p> <p>心身障害者扶養保険契約</p> <p>事業団は、県が加入者に対して負う共済責任を事業団が保険するもの。</p> <p>事業団は、県が加入者から納付された共済掛金を保険料として受け取る一方、県に対して障害者に対する年金給付金、弔慰金又は脱退一時金の支給に要する資金を支払う。</p>	